

会員調査に関する規則

平成20年 7月18日制定
平成20年 9月19日改正
平成21年 3月19日改正
平成24年12月20日改正
平成31年 3月13日改正

(目的)

第1条 この規則は、業務規程第10条に基づき、会員調査の実施に関して必要な事項を定める。

(調査員)

第2条 会員調査は本会の職員その他本会の業務に従事する者のうちから会長が任命した調査員が、これに当たる。

(会員調査方針及び計画)

第3条 本会は、その年度の会員調査に当たり、細則で定める会員調査方針及び計画を作成し、これを会員（定款第7条第1項第1号に規定する正会員及び同項第2号に規定する賛助会員をいう。）に周知する。

2 会員調査は前項の会員調査方針及び計画に基づき実施する。

ただし、必要があると認めるときは、会員調査方針及び計画に定める事項以外の事項についても、随時これを行うことができる。

(会員調査の種類)

第4条 会員調査の種類は、以下のとおりとする。

(1) 一般調査

正会員（定款第7条第1項第1号に規定する正会員をいう。以下同じ。）の業務運営全般について、各種情報、前回調査結果及び調査周期等を総合勘案して行う調査

(2) 特別調査

正会員の業務運営の全部又は一部について、細則で定める方法により、必要に応じ、適宜行う調査

(予告)

第5条 会員調査を行う場合は、細則で定めるところにより、あらかじめ正会員に対し、調査の日時、方法及び調査員の氏名等を通知するとともに、重要な事項を説明するものとする。

ただし、会長が必要と認めるときは、その通知をしないことができる。

(変更又は中止)

第6条 前条の通知又は会員調査の開始後、自然災害の発生等やむを得ない事情等により、会員調査の実施が困難になったと認められる場合等には、会員調査を変更又は中止することができる。

(調査員の権限)

第7条 調査員は、正会員に対し、細則で定める方法により、調査事項に関係のある帳簿、書類及び有価物の提示、閲覧若しくは資料の提出又は事実の説明を求めることができる。

(調査員の義務)

第8条 調査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査は、投資運用業等の健全な発展と投資者の保護に資するとの本会の目的達成のために行うものであることを念頭に、効率的・効果的实施を図ること
- (2) 調査に当たっては、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、会員調査業務の執行に当たって知り得た秘密を漏らさないこと
- (3) 調査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を保ち、事実の認定や意見の表明は公正かつ能率的に行うよう努めること
- (4) 調査員は、投資信託に関する法令・諸規則等を正しく理解し、市場動向の把握や新たな金融商品、取引手法等の取得に努めること

(調査員証の提示)

第9条 調査員は、立入による調査の着手に当たり、正会員に細則で定める様式による調査員証を提示するものとする。

(立入調査等の結果の報告)

第10条 調査員は、立入、書面、ヒアリング又はその他の方法による調査を終えたときは、速やかにその結果を会長に対し、細則で定める要領により報告しなければならない。

(調査終了の通知)

第11条 本会は、会員調査が終了したときは、その結果を正会員に対し、細則で定める方法により通知する。

(正会員の処理報告)

第12条 正会員は、本会から会員調査の結果に基づく処理について報告を求められた場合は、本会が指定する期日までにその処理に関する報告書を細則で定める様式により提出しなければならない。

(細 則)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項を細則で定める。

(所管委員会への委任)

第14条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

この規則は、平成20年7月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第2条